



八重瀬町公表第13号

令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

令和元年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の財政健全化比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付けて公表する。

令和2年9月4日

八重瀬町長 新垣 安弘



健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	9.7	56.5
早期健全化基準	14.08	19.08	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 ①健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結実質赤字額がないことを表す。

②早期健全化基準及び財政再生基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条及び第8条第1項の規定に基づき算出した基準である。

資金不足比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の規定に基づく資金不足比率

(単位：%)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
集落排水事業特別会計	—	20.0

備考 ①各会計の資金不足比率の欄において、「—」と表記されている場合は、資金の不足額が発生していないことを表す。

②経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める基準である。



八重監第 24 号
令和 2 年 8 月 18 日

八重瀬町長 新垣 安弘 殿

八重瀬町監査委員 野 原 峯
八重瀬町監査委員 上 原 勝



令和元年度「健全化判断比率」審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、町長から審査に付された令和元年度「健全化判断比率」について、審査した結果別紙のとおり意見書を提出する。

令和元年度 「健全化判断比率」 審査意見書

1. 審査の概要

この「健全化判断比率」審査は、町長から提出された「健全化判断比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適当に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、「健全化判断比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、いずれも適正と認められる。

記

健全判断比率	令和元年度	平成 30 年度	早期健全基準
①実質赤字比率	—	—	14.08%
②連結実質赤字比率	—	—	19.08%
③実質公債費比率	9.7%	10.0%	25.0%
④将来負担比率	56.5%	61.6%	350.0%

八重監第 25 号
令和 2 年 8 月 18 日

八重瀬町長 新垣 安弘 殿

八重瀬町監査委員 野 原 峯
八重瀬町監査委員 上 原 勝



令和元年度「資金不足比率」審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、町長から審査に付された令和元年度「資金不足比率」について、審査した結果別紙のとおり意見書を提出する。

令和元度 「資金不足比率」 審査意見書

1. 審査の概要

この「資金不足比率」審査は、八重瀬町が経営する集落排水事業特別会計の決算に基づき、町長から提出された「資金不足比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適当に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、「資金不足比率」及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、いずれも適正と認められる。

記

集落排水事業特別会計

比率名	令和年度	平成 30 年度	経営健全基準
①資金不足比率	—	—	20.0%